

## 2020年度 登録手続について

- JFA登録サイトの「KICKOFF」を使うためには、JFAIDが必要です。

JFAIDとは、名前・Eメールアドレス等を登録することで、JFAが個人に発行するIDです。チーム毎に取得していただくものではありません。

### 《チームへの登録手続き注意事項》

- \*チームの登録責任者は、必ずJFAIDを取得して下さい。既に取得済の方は、新たに取得する必要はありません。
- \*監督、コーチ、審判も、チームに登録する際はJFAIDが必要です。  
指導者や審判の資格を持っていない方が監督として登録する場合も、JFAIDの取得が必要です。
- \*選手の二重登録は認められていません。選手は、1つのサッカーチームと1つのフットサルチームに登録することができます。他チームに登録している、または登録していたことがある選手を「新規選手」として登録しないで下さい。新たに登録しようとする選手が、他のチームに登録されていないか、必ず本人へ確認するようお願いします。
- \*選手登録番号は固定（永久）番号です。選手登録番号の上6桁を、生年月日に合わせて取り直しを希望する場合は、KICKOFFで申請時に、『選手登録番号の上6桁を生年月日に合わせる場合、チェックして下さい』という箇所にチェックを入れて下さい。選手登録番号の上6桁と生年月日がリンクしていなくても、問題はありません。
- \*チームへ新たに登録する選手の選手登録番号が不明な場合でも、Web登録時に必要事項を入力し、選手登録番号を検索できます。登録していたことがあるのに検索結果が出てこない場合は、静岡県サッカー協会でもより詳しく検索することができます。（SFA書式有）
- \*「チーム登録責任者代理」の登録をお願いします。2019年度、チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動や病気等で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースがありました。不測の事態に備え、登録責任者を常に複数名体制（主担当1名+副担当1～2名）にしておくようお願いします。登録責任者と、代理の方が手続きできる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。ただし、システム上、登録責任者代理の登録は必須となっておりますので、代理を登録していない状態でも、申請・承認は可能です。
- \*2月12日（水）から2月29日（土）は、2019/2020年度の重複期間となります。  
この期間中、2020年度の継続申請を途中保存または申請の実行をすると、2019年度の申請は一切できなくなります。よって、2019年度の大会出場が全て終わり、新しい登録責任者に変更する等、2019年度の申請手続きをする必要がなくなってから、2020年度の申請をして下さい。
- \*チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。JFAからの発送物は、ヤマト運輸のDM便を使つての発送となるため、これらを省略して入力されると、機関誌等がきちんと届かない場合がありますので、省略せずに入力をお願いします。

### 《国籍入力》

FIFAの規則により、国籍区分の記入が義務化されています。「外国籍」を選択した場合は、続いて「国籍」を入力する欄がありますので、外国籍選手を登録する際には、選手に国籍の確認をして下さい。

2020年度より、学校教育法第1条に定める学校のチーム、第4種チームに所属の外国籍選手も、「外国籍」を選択した場合書類の提出は必要となりました。(下図参照)

第2種	高等学校	<b>必要</b> ※国際移籍ではない日本国籍 or 特別永住者の方は、国籍「なし」を選択可
	クラブ・その他	必要
第3種	中学校	<b>必要</b> ※国際移籍ではない日本国籍 or 特別永住者の方は、国籍「なし」を選択可
	クラブ・その他	必要
第4種		<b>必要</b> ※国際移籍ではない日本国籍 or 特別永住者の方は、国籍「なし」を選択可
女子	高等学校・中学校	<b>必要</b> ※国際移籍ではない日本国籍 or 特別永住者の方は、国籍「なし」を選択可
	上記以外	必要

### 《登録料》

種別	チーム登録料		個人登録料		JFA監督登録料	JFA機関誌購読料
	県	日本	県	日本		
1種	12,500円	7,000円	700円	2,000円	2,000円	5,000円
2種	14,500円	2,500円	700円	1,000円	2,000円	5,000円
3種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
4種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
女子1種	11,500円	7,000円	700円	2,000円	2,000円	5,000円
女子2種	14,500円	2,500円	700円	1,000円	2,000円	5,000円
女子3種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
シニア	12,500円	7,000円	700円	1,500円	2,000円	5,000円

※ 1種の種別区分社会人連盟の場合は、社会人連盟費 3,000円を加算

※ JFA 監督登録料 (¥2,000) は、以下3点を満たしていることを条件に免除されます。

- ① チーム年度初登録時に登録する監督が、JFAIDに保有資格の登録が完了している
- ② 2020年1月末時点で有効な指導者ライセンスを保有している
- ③ チーム登録を申請するタイミングで、指導者ライセンスが完全失効していない

《提出物》

●2020年度一般財団法人静岡県サッカー協会 登録費集計内訳表

●振込明細のコピー

●一次承認済みチームリスト (Excelデータ 可)

《年度初め提出期限》

1種・4種・女子・シニア 2020年4月13日(月)

2種 2020年3月10日(火)

3種 2020年3月17日(火)

※場合によって、相談に応じます。

●Web登録対象手続き

《追加登録申請》

『継続登録申請』・『新規登録申請』後に、新たに選手をチームに登録するには、追加登録申請の手続きが必要です。

受付開始は年度初めの手続きの後になります。県協会への連絡(報告)方法は、次の2つといたします。1つめは、受付整理番号が表示されている画面の写し又は、受付整理番号記入用紙に振込明細のコピーを添付して、郵送またはFAXにて提出して下さい。2つめは、メールにて、チーム名・チーム登録番号・受付整理番号・振り込み日・振込名義人・振込金額・ご担当者連絡先を入力し、送信して下さい。

※受付整理番号はKICKOFFの「状況確認」⇒「申請状況の確認」より、確認できます。

追加登録申請の受付は、2021年2月26日(金)までとなります。

注) 各支部・種別ごと独自に登録書類(移籍も含む)がある場合は、県協会の手続と混同しないようお願いします。問合せにて、支部・種別に提出したとの連絡があることがありますが、県協会に提出していただかない限りは承認できませんので、本協会の登録と独自で行っている登録(移籍も含む)手続きは明確に区別ができるようご注意ください。

登録関係専用のメールアドレスは [soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp](mailto:soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp) です。

《移籍選手追加登録申請》

JFAのサッカー選手の登録と移籍に関する規則第22条に「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは当該移籍を承諾しなければならない」と明文化されていることから、アマチュア選手は、自由に移籍することが可能です。

そのため、手続き方法が2つになります。

①移籍元チームの登録抹消がすでに完了している場合

手続きは、《追加登録申請》と同じです。

②他チームに登録中の選手を移籍させる場合

移籍先チームが『移籍選手登録申請』をすると、移籍元チームに『抹消依頼通知』が届きますので、『移籍選手抹消申請』をします。その後、移籍選手抹消申請の承認が完了すると、移籍選手追加申請が承認できるようになります。

この申請は、1名ずつの申請となりますのでご注意ください。

既に抹消済の選手は、この申請は利用できません。通常の「追加登録申請」を利用下さい。

**※移籍の場合も、登録料は必要です。**受付整理番号等の提出方法は、追加登録と同じです。

注) 各支部・種別ごとに独自で書式や報告方法がある場合は、混同しないようお願いします。

《選手抹消申請・移籍選手抹消申請》

チームから選手を抹消する手続きができます。『移籍選手抹消申請』は、移籍先チームから『抹消依頼通知』が届いた場合のみ申請できます。

特に、登録料・申請料が必要な手続きではないため、チームからの申請が確認でき次第、県協会の承認を進めます。

急ぎで承認する必要がある場合は、電話・FAX・メールのいずれかでご連絡下さい。

《チーム情報変更申請》

年度途中、チームに関する変更をする際に行って下さい。

特に、住所が変更した場合、JFAからの送付物は、ヤマト運輸のDM便にて配送されるため、郵便局に住所変更届を提出しても転送されません。速やかに「チーム情報変更申請」で住所を変更して下さい。

また、監督の交代、コーチを追加等する場合も、こちらから申請できます。ただし、監督やコーチの情報変更は、自身でやってもらう必要があります。(JFAIDを持っているため)

※2007年度より、年度途中で監督が変更し、変更後の監督が指導者資格を持っていなくても、監督登録料2,000円は必要ありません。

※JFA公認の指導者資格を持っている方で、C級以上の方は、監督・コーチ登録をすることによって、チーム指導リフレッシュポイント(獲得期間内で20ポイント)が付与されます。

《選手情報変更申請》

JFAIDを取得し、選手情報の紐づけが完了している選手がいましたら、チームで情報変更はできませんので、選手本人に手続きを依頼して下さい。選手が自身のマイページで修正を完了すると、チームの登録情報にも反映されます。JFAIDを取得していない選手は、今まで通りチームの登録責任者が手続きできます。

## 《電子登録証の導入》

2018年度より、カード型の各種登録証（選手証、監督証、審判証）の発行・発送はありません。  
公式競技会における本人確認は、「電子選手証」または「登録選手一覧」を利用して下さい。  
※電子登録証を利用するには、KICKOFF 内で顔写真のアップロードが必要です。

電子登録証種類	PC (ブラウザ)	スマートフォン・タブレット (ブラウザ)	スマートフォン・タブレット (アプリ)
電子選手証	○	○	○
選手登録一覧	○	○	○
電子監督証 (サッカー)	○	○	○
電子監督証 (フットサル)	×	×	○
審判証	○	○	○
指導者ライセンス証	○	○	○

## ●Web登録対象外手続き

### ◆選手登録関連書式（JFA書式）一覧

書式名	備考	添付 書類	申請料
書式第1号 選手登録区分申請書		○	○ JFA 指定口座へ
書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書		○	○ 県協会指定口座へ
書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書 (クラブ用)			
書式第6号 国際移籍選手登録申請書		○	—
書式第7-1号 外国籍選手登録申請書 (18歳以上)		○	—
書式第7-2号 外国籍選手登録申請書 (18歳未満)		○	—
<b>書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書</b>	<b>新設</b>	<b>○</b>	<b>—</b>
書式第8-1号 外国籍選手登録申請書 (外国籍扱いしない選手) (18歳以上)		○	—
書式第8-2号 外国籍選手登録申請書 (外国籍扱いしない選手) (18歳未満)		○	—
書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書 (日本国内⇒海外チーム)		×	
書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書 (海外⇒日本国内チーム)		○	○ JFA 指定口座へ
書式第12号 クラブ申請書	<b>Google フォームに 変更</b>		—

### 《書式第1号 選手登録区分申請書》

▼登録区分「プロ」の選手が「アマチュア」に変更する場合に必要な手続きです。

- ・申請料 : 5,000円
- ・振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類 : 選手登録区分申請書(書式第1号) ※振込明細写しを添付
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、  
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

### 《書式第3-1号、3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書》

▼ユニフォームに広告を掲出する場合に必要です。掲示できる広告の種類や大きさ、掲示場所等は、日本サッカー協会の「ユニフォーム規程」を確認して下さい。承認されない場合もありますので、不明確なスポンサー等につきましては事前にご相談下さい。(特に2~4種の場合、業種が制限される場合があります。)また、内容についてはできる限り詳細を記入して下さい。

▼サイズの測り方は、縦の最長辺×横の最長辺=面積(長方形)です。

▼クラブ申請しているクラブで、所属の複数チームが同じ広告を掲示する際は書式3-2(クラブ用)を提出して下さい。

- ・申請料 : 1カ所につき、10,000円 + 消費税(1,000円)
- ・振込先 : 静岡県サッカー協会の登録用口座
- ・提出書類 : ユニフォーム広告掲示申請書(書式第3-1号)、(書式第3-2号・クラブ用)  
掲示する広告の内容(画像、写真、サンプル等)、振込明細写し
- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

### 《書式第6号 国際移籍選手登録申請書》

▼前所属が海外チームの選手を、日本国内のチームへ移籍登録する際に使用

海外チームで登録していた選手は、まず国際移籍証明書発行申請書(書式第9-2号)を提出して下さい。

- ・提出書類 : ①国際移籍選手登録申請書(書式第6号)  
②移籍元国協会発行の国際移籍証明書の写し  
③外国籍選手の場合=在留カード(両面)、特別永住者証(両面)住民票、  
上陸許可証+査証のうち、いずれかの写し  
日本国籍選手の場合=住民票の写し  
④上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類(学生証、社員証等)の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、  
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

### 《書式第 7-1 号、7-2 号 外国籍選手登録申請書》

▼海外チームでサッカー選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用

18 歳以上の選手は「書式第 7-1 号」、18 歳未満の選手は「書式第 7-2 号」を使用

- ・提出書類 : ①外国籍選手登録申請書 (書式第 7-1 号・18 歳以上)、(書式第 7-2 号・18 歳未満)
  - ②外国籍選手 : 在留カード (両面)、特別永住者証明書 (両面)、住民票 (国籍、在留資格の省略不可)、査証+入国許可証のうちいずれかの写し
  - ③帰化選手の場合=戸籍謄本、官報、パスポートのうち、いずれかの写し
  - ④上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類 (学生証、社員証等) の写し
- ・手続注意 : 外国籍選手で初登録の 18 歳以上選手⇒宣誓書-1 への署名が必要。  
外国籍選手で初登録の 18 歳未満選手⇒宣誓書-2 または宣誓書-3 への署名と、保護者の同意書が必要。  
2019 年度まで提出が免除されていた、種別区分が「第 4 種」「中体連」「高体連」「女子中学」「女子高校」のチームに新たに登録する外国籍選手も、申請書が必要。
- ・提出方法 : ①KICKOFF で申請時に、書類をアップロードする または、  
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF 等にしてメールで送信

### 《書式第 7-3 号 FIFA による登録前審査依頼書 (18 歳未満) 》

▼FIFA 規則の例外が適用されるか否か、登録前の審査を FIFA に依頼する際に使用

《FIFA 規則の例外》は以下の 3 項目

- ・選手は、留学期間が 1 年未満の留学生である
- ・選手は、留学期間が 1 年以上の留学生で、1 年以内に 18 歳になる
- ・選手は、難民である
- ・添付書類 : FIFA の指定する書類 (申請書に記載あり)
- ・手続注意 : 登録前審査となるため、FIFA 承認が得られてから、国内登録の手続きに進みます。  
FIFA が審査するため、提出いただく書類は FIFA の公用語で作成する必要があります。原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。申請をしてから回答を得るまでに 2 ヶ月程度要する場合があります。
- ・提出方法 : 本依頼書に、全ての提出書類を添えて、JFA 宛に郵送  
〒113-8311 東京都文京区本郷 3-10-15  
公益財団法人日本サッカー協会 法務・登録グループ宛

《書式第8-1号、8-2号 外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）》

▼一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用  
加盟チームで外国籍選手が5名登録されている場合、以下2つの条件を満たす1名の選手を  
外国籍扱いしない選手として登録可能

条件1：出生地が日本である

条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学中または  
卒業している

条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業している

※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法第1条校に含まれ  
ない場合がありますので、ご注意ください

- ・ 提出書類：①外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）（書式第8-1号・18歳以上）、  
（書式第8-2号・18歳未満）  
②在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し  
③在学/卒業証明書  
④18歳以上選手⇒宣誓書-1（外国籍選手で初登録の場合）、宣誓書-4  
18歳未満選手⇒宣誓書-4、  
⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望  
する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・ 提出方法：①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、  
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第9-1号、9-2号 国際移籍証明書発行申請書》

▼選手が、①チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合、または、②チームが、  
海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用

- ・ 手続注意：①の場合、該当選手の登録抹消をすること  
移籍する選手本人の同意を取り付けること  
②の場合、日本国内チームへの登録手続きは、書式第6号を利用すること
- ・ 申請料：①の場合、不要  
②の場合、10,000円 + 消費税(1,000円)
- ・ 振込先：申請書に記載のJFA指定口座
- ・ 提出書類：①の場合、国際移籍証明書発行申請書（書式第9-1号）  
②の場合、国際移籍証明書発行申請書（書式第9-2号）※振込明細写しを添付  
と、パスポートの顔写真のページの写し
- ・ 提出方法：申請書に記載のJFAのアドレス宛に、メールで送信または、郵送で送付  
（静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信しても可）

《書式第12号 クラブ申請書（ゲーグルフォームに移行）》

▼次の4つの条件を満たしているチームが、クラブとして認可を受けるために使用

条件：①同一都道府県サッカー協会に所属する登録チームで構成されていること

②同一競技のチームで構成されていること

（サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない）

③異なる年代の複数のチームで構成されていること

（女子の場合は、種別区分が異なること）

④統一的な運営組織を持っていること

・提出方法：ゲーグルフォームに情報を入力して申請して下さい。

[https://docs.google.com/forms/d/19b18oIFd29IA71ZwaFRD08OEgn7MnK4igdNAeW\\_Z1oY/](https://docs.google.com/forms/d/19b18oIFd29IA71ZwaFRD08OEgn7MnK4igdNAeW_Z1oY/)

《登録料等振込口座》

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794

口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会 チーム選手登録

※チーム・選手・監督登録料、機関誌購読料、ユニフォーム広告掲示申請料、（海外遠征申請料）は、上記へ振込。

※『選手区分登録申請料（5,000円）』、『国際移籍証明書発行申請料（10,000円+消費税）』は、申請書に記載のJFA指定口座へ振込。

<JFAに振込時には、振込依頼人の前にチーム登録番号（7桁）を入力または記入すること。>

《静岡県サッカー協会事務局 提出先》

【住所】〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 <sup>こふくかん</sup>5風来館5階

一般財団法人静岡県サッカー協会

【電話】054-266-5280 【FAX】054-266-5281

【メールアドレス】soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp（登録関係専用）

※メールの場合は、①チーム名 ②チーム登録番号 ③受付整理番号 ④振込日

⑤振込名義人 ⑥振込金額（または④～⑥の代わりに振込明細の画像）

⑦担当者連絡先 を記載の上、送信して下さい。

《JFA登録サービスデスク》

KICKOFFの操作に関する質問は、JFA登録サービスデスクまでお問い合わせ下さい。

【電話】050-2018-1990（代表） ※最初の音声ガイダンスで〔1〕を選んで下さい。

【営業時間】1月6日～5月13日 = 平日：10：00～20：00 土曜：10：00～17：00

※祝日、5/2（土）および5/9（土）は除く

5月14日～12月25日 = 平日：10：00～18：00 ※祝日を除く